

## 船舶事故調査報告書

令和元年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成31年1月19日 20時00分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵埼東方沖 美保関灯台から真方位085° 5.4海里付近 (概位 北緯35° 34.5′ 東経133° 26.1′)
事故の概要	漁船第八野雄丸は、西南西進中、転覆した。
事故調査の経過	平成31年2月15日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八野雄丸、6.6トン
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2559（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関及び航海機器に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、甲板上に約4.8tの漁獲物を積載して西南西進中、船首から波が打ち込んで、排水される海水よりも打ち込む波の方が多くなり、水船状態となって右舷側に転覆した。 船長及び甲板員は、本船に掴まっていたところ、僚船に救助された。 甲板員は、救命胴衣を着用していた。 船長は、救命胴衣を着用していなかった。
分析	本船は、西南西進中、甲板上に約4.8tの漁獲物を積んで航行していたことから、船首から波が打ち込んで、排水される海水よりも打ち込む波の方が多くなり、水船状態となって転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、西南西進中、甲板上に約4.8tの漁獲物を積んで航行していたため、船首から波が打ち込んで、排水される海水よりも打ち込む波の方が多くなり、水船状態となって転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁獲物の積載による復原力の低下に注意すること。 ・小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。